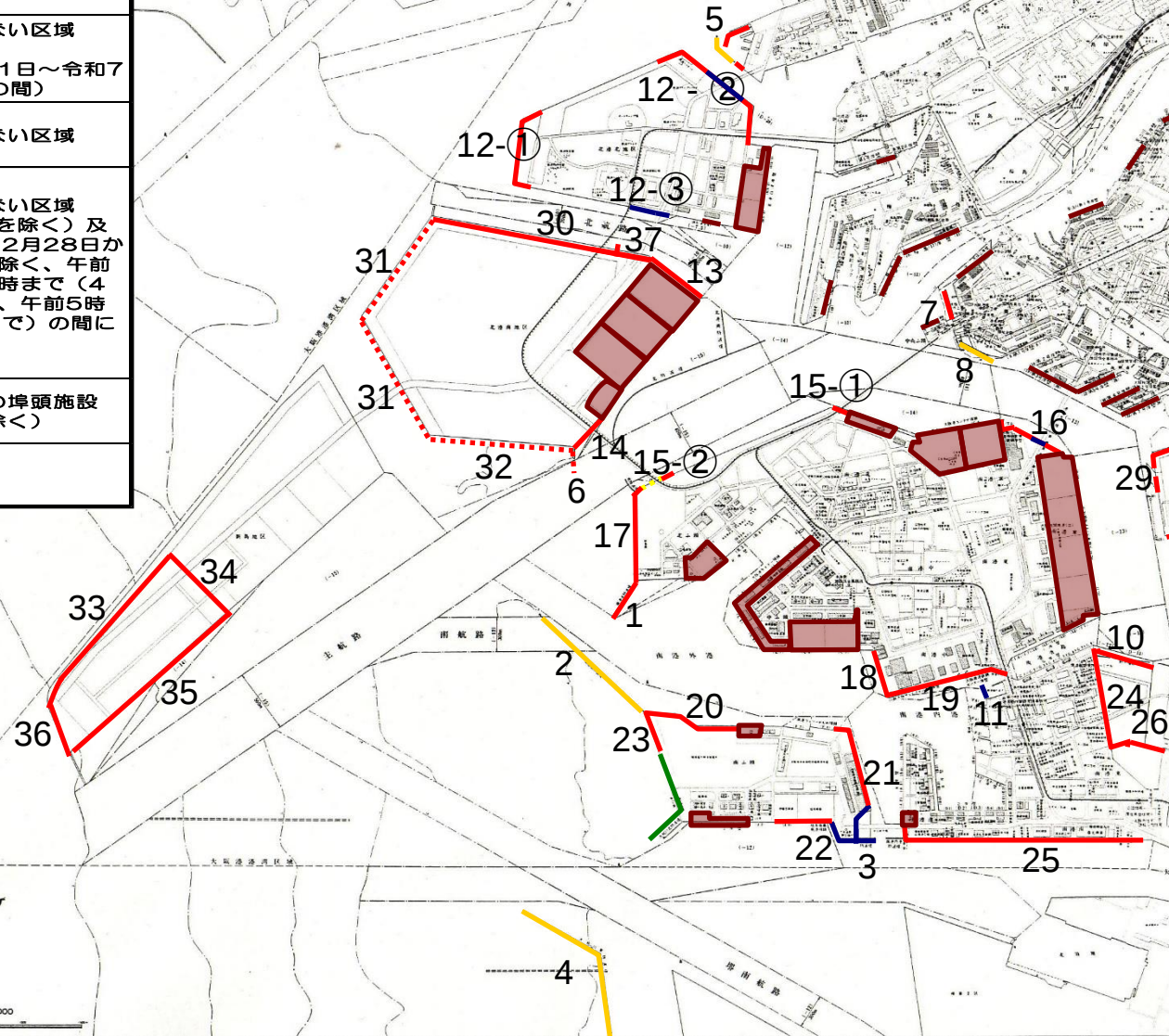


立入禁止区域指定位置図

凡 例

	立入禁止区域
	立入禁止区域 (令和7年4月1日～令和7年10月13日の間)
	立入禁止としない区域 (渡船利用)
	立入禁止としない区域 (渡船利用) (令和7年4月1日～令和7年10月13日の間)
	立入禁止としない区域
	立入禁止としない区域 (水曜日(祝日を除く)及び年末年始(12月28日から1月4日)を除く、午前7時から午後5時まで(4月から11月は、午前5時から午後7時まで)の間に限る)
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を除く)
(民間施設を除く)	



区画番号	区画名称	面積(㎡)	用途	備考
1	第一区画	1,234	住宅	
2	第二区画	5,678	商業	
3	第三区画	9,012	工業	
4	第四区画	3,456	公共	
5	第五区画	7,890	農業	
6	第六区画	2,345	林業	
7	第七区画	6,789	漁業	
8	第八区画	4,567	観光	
9	第九区画	8,901	教育	
10	第十区画	1,234	医療	
11	第十一区画	5,678	福祉	
12	第十二区画	9,012	文化	
13	第十三区画	3,456	スポーツ	
14	第十四区画	7,890	公園	
15	第十五区画	2,345	緑地	
16	第十六区画	6,789	水産	
17	第十七区画	4,567	林業	
18	第十八区画	8,901	農業	
19	第十九区画	1,234	住宅	
20	第二十区画	5,678	商業	
21	第二十一区画	9,012	工業	
22	第二十二区画	3,456	公共	
23	第二十三区画	7,890	農業	
24	第二十四区画	2,345	林業	
25	第二十五区画	6,789	漁業	
26	第二十六区画	4,567	観光	
27	第二十七区画	8,901	教育	
28	第二十八区画	1,234	医療	
29	第二十九区画	5,678	福祉	
30	第三十区画	9,012	文化	
31	第三十一区画	3,456	スポーツ	
32	第三十二区画	7,890	公園	
33	第三十三区画	2,345	緑地	
34	第三十四区画	6,789	水産	
35	第三十五区画	4,567	林業	
36	第三十六区画	8,901	農業	
37	第三十七区画	1,234	住宅	